

# 西京極総合運動公園におけるキッズエリア及びドッグラン設置業務 委託仕様書

## 第1章 業務概要等

### 1 業務名称

西京極総合運動公園におけるキッズエリア及びドッグラン設置業務（以下「本業務」という。）委託

### 2 目的

西京極駅に隣接する西京極総合運動公園は、複数の大規模スポーツ施設を有した府内随一のスポーツ拠点であり、多くの方々に対し、様々なスポーツと親しむ場を「する・みる・支える」という3つの観点から提供してきた。

加えて、本公園には、優れた交通アクセスやスポーツ拠点としての機能・知名度といった強みを活かしながら、京都市内で暮らし、働いている方々の視点を踏まえた新たな公園機能を加えること等により、西京極地域の都市空間の快適性や魅力を一層高める役割を発揮することが求められている。

このため、スポーツ施設の機能維持・向上に加え、集い、憩い、遊び、健康増進に取り組む場を充実させるなど、公民が連携して公園機能の改革に取り組む必要がある。

本業務は、上記の考え方のもと、同公園内に子育て世代をはじめとする幅広い世代の市民が憩い、集える場を設けることで、公園内の賑わいを生み出すとともに、西京極地域の魅力を向上させることを目的とするものである。

### 3 業務対象箇所

#### (1) 所在地

京都市右京区西京極新明町

西京極総合運動公園内 わかさスタジアム京都及びその周辺（別紙参照）

#### (2) 概要

西京極総合運動公園は、京都府内の競技スポーツの一大拠点であり、年間約193万人（令和6年度推計値）の来場者数を有している。

対象箇所は、同公園の中でも、阪急西京極駅に近く、入退場者も特に多い場所である。

（参考）阪急側出入口の入場者概数（令和6年10月実績）

平日1日平均：約2,500人、土日祝1日平均：約5,800人

### 4 履行期間

契約の日から令和8年3月27日（金）まで。

## 第2章 業務内容

### 1 わかさスタジアム京都周辺におけるキッズエリア設置

わかさスタジアム京都周辺の樹木帯等（範囲については別紙参照）を活用し、子どもをはじめとする幅広い世代の市民が憩い、集える場となるような提案を行い、設置すること。

なお、設置にあたっては以下の点に留意すること。

(1) 園路等を除く通行に支障のない範囲に設置すること。なお、設置する箇所において、必要があれば樹木の伐採を行ってもよい。

(2) 施設の配置や仕様については、園路から死角となる場所を設けないようにする等、

周辺環境を踏まえたうえで、防犯面、安全面に配慮すること。

- (3) 公園遊具を設置する場合、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び（一社）日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024」の最新版に準拠し、安全に利用できるようにすること。
- (4) 公園東端には河川管理用の出入口があるが、当該箇所に設置する場合、出入りに支障がないようにすること。
- (5) 設置箇所に以下の内容を記載した銘板を取り付けること。銘板については、取付前にイメージを作成し、取付箇所も含めて本市の承認を得ること。  
なお、個別の銘板ではなく、その他設置するサイン等に同様の内容を記載しても良い。

＜銘板内容例＞

- ・（設置箇所）はわかさスタジアム京都におけるネーミングライツの財源を活用して整備しました。
  - ・株式会社わかさ生活のキャラクター「ブルブルくん」等のイメージ（イメージデータは提供予定）
- (6) 搬入、設置、配線、調整等について係る費用については、全て見積りに含めること。また、この仕様書に記載がなくても、施設を利用するにあたって当然必要となるものは見積りに含めること。ただし、ランニングコストが生じるようなシステム機器などは、本業務で設置しないこと（下記(8)に記載の受託者による管理提案により設置が必要な場合は、受託者負担で設置すること。）。
  - (7) 設置するキッズエリアは、設置後の管理も見据えた内容とし、設置後の管理主体や方法についても併せて提案すること。  
なお、管理方法については、以下の点に留意すること。  
ア ランニングコストを抑え、点検・清掃等、管理がしやすいこと。
  - (8) 本業務の受託者は、キッズエリアに係る施設等一式を設置し、本市へ引き渡した後、受託者費用負担のもと、当該キッズエリアの管理運営業務を行うことができるものとする。業務を行おうとするものはその方法等について提案すること（管理運営業務の提案がある場合は、加点対象とする。）。  
なお、管理運営業務を行うにあたっての条件は、「第3章 管理運営業務の提案」のとおりとする。
  - (9) 前号の管理運営業務の提案の有無にかかわらず、設置した施設一式について、設置完了日から令和8年度末日までに起きた不具合については、受託者の責任において対応すること。設置完了日から令和8年度末日までに起きた施設の欠陥その他瑕疵に起因する事故に係る対人及び対物補償についても、生産物賠償責任保険等に加入したうえで、全て受託者の責任で対応すること。また、設置完了日から令和8年度末日までにおける各施設の法定点検については受託者において対応し、点検結果について、本市に遅滞なく報告すること。

## 2 わかさスタジアム北側におけるドッグラン設置

わかさスタジアム北側エリア（範囲については別紙参照）に、犬をリード無しで遊ばせられるドッグランを設置すること。

なお、設置に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 園路等を除く通行に支障のない範囲に設置すること。なお、設置する箇所において、必要があれば樹木の伐採を行ってもよい。

- (2) 施設の配置や仕様については、園路から死角となる場所を設けないようにする等、周辺環境を踏まえたうえで、防犯面、安全面に配慮すること。
- (3) ドッグランの構造については、以下の点に留意すること。その他、NPO法人社会動物環境整備協会「ドッグラン整備ガイドブック」を参考とし、一般の公園利用者とも共存できるものとする。
- ア 複数の利用者が同時に利用できるよう、ドッグランエリアは500㎡以上確保すること。
- イ 使用する外柵のフェンスは、犬が容易に飛び越えられない高さ（1.5m以上）とし、逃げ出し防止措置（2重扉等）を講じる等、一般の公園利用者の利用の支障とならないよう、配慮すること。
- ウ 使用範囲において、必要があれば樹木の伐採やその他支障となる構造物等の撤去を行うこと。
- エ 外柵に園内利用者に対してドッグランであることが分かり、また、利用規約等、運営にあたって必要となる事項を掲載した看板等を設置すること。看板等については、取付前にイメージを作成し、取付箇所も含めて本市の承認を得ること。
- <看板内容例>
- このドッグランはわかさスタジアム京都におけるネーミングライツの財源を活用して整備しました。
- 株式会社わかさ生活のキャラクター「ブルブルくん」等のイメージ（イメージデータは提供予定）
- (4) 搬入、設置、配線、調整その他設置に当たり必要となる費用は全て見積りに含めること。また、この仕様書に記載がなくても、施設利用するにあたって当然必要となるものは、全て見積りに含めること。ただし、ランニングコストが生じるようなシステム機器などは、本業務で設置しないこと（下記(6)に記載の受託者による管理提案により設置が必要な場合は、受託者負担で設置すること。）。
- (5) 設置するドッグランは、設置後の管理も見据えた内容とし、設置後の管理主体や方法についても併せて提案すること。
- なお、管理方法については、以下の点に留意すること。
- ア ランニングコストを抑え、点検・清掃等、管理がしやすいこと。
- イ 犬のリードを離せるのはドッグラン内のみであり、それ以外ではリードを必ず装着させること。
- (6) 本業務の受託者は、ドッグランに係る設備等一式を設置し、本市へ引き渡しした後、受託者費用負担のもと、当該ドッグランの管理運営を行うことができるものとする。業務を行おうとするものはその方法等について提案すること（管理運営業務の提案がある場合は、加対象とする。）。
- なお、管理運営業務を行うにあたっての条件は、「第3章 管理運営業務の提案」のとおりとする。
- (7) 前号の管理運営業務の提案の有無にかかわらず、設置した施設一式について、設置完了日から令和8年度末日までに起きた不具合については、受託者の責任において対応すること。

### 第3章 管理運営業務の提案（任意事項）

「第2章 業務内容」に記載のとおり、キッズエリア及びドッグラン（以下「受託

者管理施設」という。)については、本業務とは別に、本市から都市公園法第5条に基づき管理許可を受けたうえで、受託者の費用負担のもと、各施設の管理運営を行うことができる。管理運営する施設は、受託者管理施設のうち、どちらか一方のみも可とする。

受託者管理施設の管理運営に係る提案については、第2章の業務と併せ、京都市都市公園条例第8条の2で規定する公募として取扱い、それぞれの施設ごとに評価を行う。

なお、受託者管理施設を管理運営するにあたっての条件は、以下のとおりとする。

#### 1 施設の概要

キッズエリア及びドッグランで、本仕様書の第2章により設置するもの。ただし、管理範囲については、別途協議により定めるものとする。

#### 2 応募資格

別に定める本業務のプロポーザル実施要項(以下、「実施要項」という。)中、「3 プロポーザルの参加資格」で規定する内容と同一とする。

#### 3 応募を受け付ける期間・応募に必要な書類・選定基準

実施要項中、「4 応募手続等」で規定する内容と同一とする。

#### 4 公園使用料

管理許可に係る公園使用料は0円以上とし、事業者において提案すること。

また、年度ごとの管理運営業務(受託者管理施設を活用したイベント等のソフト事業及び管理許可範囲内における物販を含む。)における収支が黒字の場合は、当該黒字額に対して超過累進的に定めた次の割合を乗じて得た額の合計を算出のうえ、報告した日から30日以内に本市に納入すること。

黒字額	割合
200万円以下の部分	5%
200万円超400万円以下の部分	10%

#### 5 管理許可期間

最長で令和10年3月31日までとする。

#### 6 その他

- (1) 受託者管理施設は、原則として無料で利用できるものとする。有料とする場合の料金については、本市と事前に協議のうえ、決定すること。
- (2) 毎年度終了後、60日以内に管理運営業務に係る業務内容、利用状況及び収支等まとめた報告書を提出すること。
- (3) 受託者管理施設の管理運営に必要な費用については、全て受託者が負担すること。ただし、電気の使用許可及び費用負担等、指定管理者と協議する必要があるものについては、受託者において協議のうえ、合意を得るものとする。また、受託者により設置した備品等については、許可期間終了時に撤去し、原状復旧することを原則とするが、その取扱いについては、本市と協議のうえ決定するものとする。
- (4) キッズエリア及びその周辺箇所(別紙参照)において、子ども向けイベント又はドッグラン利用者向けのイベントを各年度1回以上実施すること。なお、イベントの実施に当たっては、以下に留意すること。  
ア 本市に事前に連絡のうえ、指定管理者から京都市都市公園条例第3条の行為許可を得ること。ただし、わかさスタジアム京都の外野スタンド(芝生エ

リア) を利用する場合は、指定管理者と受託者において別途協議を行い、利用するものとする。

イ 前号の許可に伴う公園使用料については、これを免除する。ただし、都市公園条例施行規則第12条に基づき、免除を受けようとする理由を記載した申請書を提出すること。また、わかさスタジアム京都の外野スタンドでイベントを行う場合の利用料金については、指定管理者と受託者の協議により決定するものとする。

ウ イベントの効果検証等を行うため、イベント参加者に対し、本市がアンケート調査を行う場合がある。この場合、アンケートの配布、回収等に協力すること。

(5) 受託者による物販に係る取扱いについては、以下のとおりとする。

ア 管理許可範囲内における物販については、特別の許可は要せず、また、物販に伴う公園使用料や利用料金は発生しないものとする。

イ 管理許可範囲外における物販については、指定管理者の許可を受けると。また、この場合の利用料金については、原則、西京極総合運動公園条例に規定されている利用料金を要するものとし、指定管理者と受託者の協議により決定するものとする。

(6) 管理許可範囲内における管理・利用者対応等について、指定管理者による管理・関与は原則として無いものとする。このため、近隣住民及び利用者への対応は、全て受託者の責任で行うこと。また、管理許可範囲内でトラブルが発生した場合は、即時に現地で対応できる体制を取ること。その他、管理許可範囲内外問わず、管理運営に係り調整が必要な事項については、指定管理者と協議し、決定すること。

(7) その他、管理運営に当たり必要な条件については、別途協議により定めるものとする。

## 第4章 業務の実施

### 1 業務遂行上の留意点

(1) 受託者は、業務着手に先立ち、本市と調整のうえ、作業工程表（作業の具体的な日時が分かるもの）を提出し、本市の承認を得ること。

(2) 業務の実施に当たっては、逐次本市と協議を行い、その指示により業務を遂行し、業務の結果については速やかに書面により報告を行うこと。

(3) 設置に当たっては、事前に本市に連絡しその指示に従うこと。また、設置に際しては細心の注意を払い、施設等に損傷を与えないこと。万一、損傷を与えた場合は受託者の責において復旧すること。

(4) 設備の不良、不備による補修又は取替えを行う場合は本市に充分説明し、その了承を得たうえで、適宜必要な処置を行うこと。

(5) 検査合格については、本市及び施設管理者等関係者の立会のうえ、確認を行うこと。検査に合格しなかった場合は、直ちに修補すること。

なお、修補の期限及び修補完了の検査については、本市の指示に従うこと。

(6) 本業務の遂行に当たっては、本市、施設管理者及び関係機関等と連携を図り、管理に支障がないような内容となるよう、調整すること。

(7) 業務完了後、以下の書面等を提出すること。

ア 改修や設置にかかる図面（書面及びPDF等閲覧用データ）

- イ 完了通知書
- ウ 納入届
- エ 請求書
- オ その他、本市が指示するもの

## 2 その他

### (1) 法令順守

本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施すること。

### (2) 業務の完了について

ア 受託者は、履行期間内に本市が認める業務が完了しない場合、本市と協議のうえ、代替方法を検討し、必要な環境を整えること。なお、それに係る費用は受託者が負担すること。

イ キッズエリア及びドッグラン設置については、当該施設の管理・利用方法の説明を本市及び指定管理者に行うことで、業務完了とみなすこととする。

### (3) 資料提供

受託者には、参考資料として、本市が所有している図面等、各種データを可能な範囲で提供する。ただし、提供資料の取扱いについては、十分留意すること。

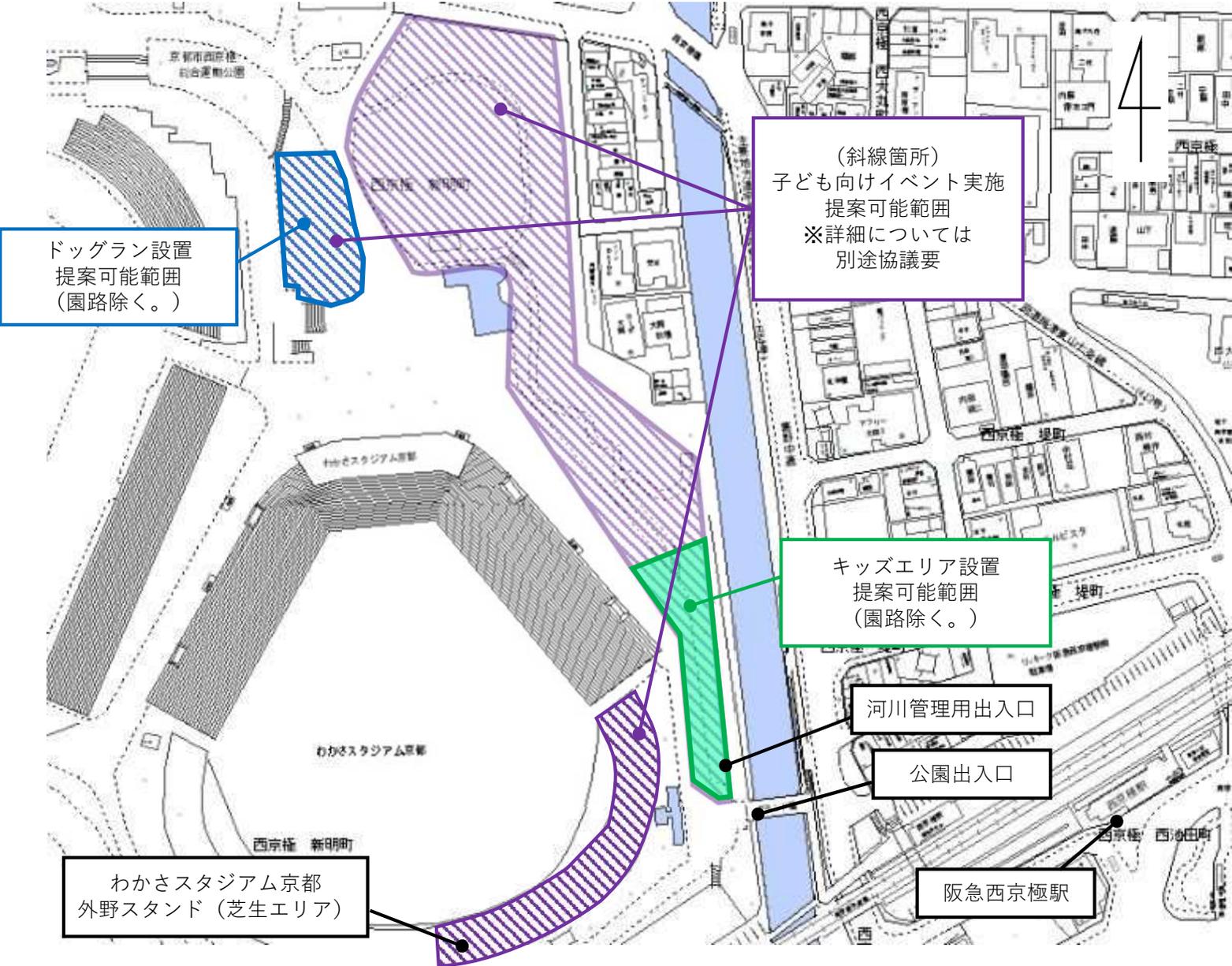
### (4) 秘密の保持

受託者は、本契約業務履行を通じて知り得た秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。前規定は、契約が終了、又は解除された後においても同様とする。

### (5) その他

この仕様書の定めのない事項が生じた場合やこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受託者は速やかに本市と協議を行い、決定するものとする。ただし、協議が整わない場合においては、本市が定めるものとする。

【業務対象箇所】



以下に示すのは標準的な許可の条件であり、実際の条件については協議のうえ決定する。

## ◇ 許 可 の 条 件 ◇

(公園施設設置、管理、長期占用(3箇月を超える))

### 1 遵守事項

使用者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 都市公園法、同法施行令、京都市都市公園条例、同条例施行規則及びその他法令の規定を遵守すること。
- (2) 公園施設を破損・汚損しないこと。万一、破損・汚損した場合は、公園管理者の指示に従い、原状復旧すること。
- (3) 許可物件に起因する事故が発生しないよう、安全対策を十分に行うこと。万一、事故等が発生した場合には、自らの責任においてその解決に当たること。
- (4) 公共の福祉、公序良俗に反する行為を行わないこと。
- (5) 公園敷地内に車両を乗り入れる場合には、あらかじめ公園管理者の承認を得ること。また、周辺道路への不法駐車は絶対にしないこと。
- (6) 火気を使用する際は、万全の注意を払い、消火器等の消火用具を携帯すること
- (7) 他の利用者の通常の利用に迷惑や支障を及ぼさないこと。
- (8) 近隣の居住者に迷惑をかけること。
- (9) 許可区域外に、公園管理者の承認なく看板や柵その他工作物を設置しないこと。
- (10) 設置物の風による倒壊等、周辺に危険が及ばないよう適切な処置を行うとともに、警備員等を配置して不測の事態に備えること。また、夜間における占用物の管理及び安全対策を万全に行うこと。
- (11) その他、公園管理者の指示に従うこと。

### 2 許可の取消し

次の事項に該当するときは、許可期間中であってもこの許可を取り消すことがある。

- (1) 本市において公園管理上必要があるとき。
- (2) 法令の規定に違反したとき。
- (3) 許可条件に違反する行為や、許可内容と異なる行為をするなど不信行為があるとき。
- (4) 申請書類に偽りがあったとき。
- (5) 許可物件が滅失焼失又は著しく損傷し、使用不能になったとき。
- (6) 使用料及び延滞金等の納付を怠ったとき。
- (7) 申請者(申請内容に関わる者を含む。)が暴力団員等又は暴力団密接関係者であることが判明した場合

### 3 転貸等の禁止

使用者は次の行為をしてはならない。

- (1) 許可物件の転貸
- (2) 許可物件の担保提供
- (3) 許可物件の新築又は増築、形状の変更
- (4) 使用目的又は用途の変更
- (5) 使用者の地位の譲渡

### 4 届出事項

次の事項に該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 許可物件の改修、修繕を行おうとするとき。
- (2) 使用者又は保証人が氏名や住所（法人にあっては名称、代表者名、所在地）を変更したとき。
- (3) 使用者が死亡したとき。
- (4) 許可物件が滅失、焼失又は著しく損傷し、使用不能となったとき。
- (5) 保証人を変更しようとするとき。

### 5 許可事項

許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更許可申請書を速やかに市長に提出し、許可を受けなければならない。

### 6 必要費等の補償

使用者は、許可物件に関し必要費又は有益費を支出した場合であっても、その補償を請求することはできない。

### 7 損害賠償

- (1) 使用者の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償しなければならない。
- (2) 使用者の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合には、使用者の責任においてその解決に当たらなければならない。

### 8 原状回復等

- (1) 許可期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、使用者は速やかに自己の費用で許可物件を撤去し、原状回復すること。

(2) 許可期間満了後であっても、本件占用に起因して公園緑地に損傷が生じた場合、使用者は自己の費用で原状回復すること。

## 9 環境保全義務

(1) 都市公園の良好な環境、清純な雰囲気及び歴史的景観の保持に努めなければならない。

(2) 樹木の移植、剪定及び伐採が必要な場合は、公園管理者の指導を受けたうえで、本市登録造園業者において行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。なお、これにかかる費用は使用者の負担とする。

## 10 使用許可の更新

許可期間満了後、引き続き許可を受けようとするときは、期間満了日の20日前までに継続許可申請をしなければならない。

## 11 使用料の改定

許可期間中であっても、条例の改廃その他の事情により、使用料を改定することがある。

## 12 調査協力の義務

(1) 公園管理者は、使用状況を実地に調査することができるとともに、使用者はこれに協力しなければならない。

(2) 公園管理者が許可物件の使用状況等に関する報告又は資料の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。

## 13 疑義の決定

この許可又はこの許可条件について疑義が生じたときは、公園管理者の指示によらなければならない。

#### ○許可に関する処分について

この処分に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合又は国土交通大臣に対して再審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決又は再審査請求に対する国土交通大臣の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合又は国土交通大臣に再審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日又は当該再審査請求に対する国土交通大臣の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

#### ○使用料の徴収に関する処分について

この処分に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する京都市長の決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、当該決定を経ないで提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

京都市文化市民局市民スポーツ振興室  
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
電話：075-222-3135

以下に示すのは標準的な許可の条件であり、実際の条件については協議のうえ決定する。

## ◇ 許 可 の 条 件 ◇

(行為許可)

### 1 遵守事項

- (1) 都市公園法、同法施行令、京都市都市公園条例、同条例施行規則及びその他法令の規定を遵守すること。
- (2) 他の利用者の通常の利用に迷惑や支障を及ぼさないこと。
- (3) 公園施設を破損・汚損しないこと。万一、破損・汚損した場合は、公園管理者の指示に従い、原状復旧すること。
- (4) 事故等が発生しないよう、人員を万全に配置するなど安全対策を十分に行うこと。万一、事故等が発生した場合には、自らの責任においてその解決に当たること。
- (5) 近隣の居住者に迷惑をかけないこと。特に、音量については周辺地域に配慮し、大音量を伴う行為を行わないこと。また、臭いについても周辺地域に配慮すること。
- (6) 「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」に規定する「客引き行為等」を行わないこと。
- (7) 公共の福祉、公序良俗に反する行為を行わないこと。
- (8) 専ら私的な利益を目的としないこと。
- (9) 他の利用者、近隣の居住者等からの苦情については、自らの責任において適切に対応すること。
- (10) 使用終了後は清掃・整地を行い、行為によって発生したごみは自らの責任において回収し、必ず持ち帰ること。
- (11) 火気を使用する際は、万全の注意を払い、消火器等の消火用具を携帯すること。
- (12) 火気器具を使用する催しのうち、京都市火災予防条例の規定に基づく「露店開設の届出」又は「防火管理計画の作成・届出」が必要となる場合、所轄消防署への届出後開催日までに、届出書の写しを公園管理者に提出すること。
- (13) 公園敷地内に車両を乗り入れる場合には、公園管理者が発行する「車両通行証」を車両の外部から確認できる位置に掲示すること。また、周辺道路への不法駐車は絶対にしないこと。
- (14) 許可を受けて仮設物を設置する時は、風による倒壊等、周辺に危険が及ばないよう適切な処置を行うとともに、警備員等を配置して不測の事態に備えること。また、許可が2日以上にわたる場合、夜間における仮設物の管理及び安全対策を万全に行うこと。使用後は速やかに撤去すること。
- (15) その他、公園管理者の指示に従うこと。

### 2 許可の取消し

次の事項に該当するときは、許可期間中であってもこの許可を取り消すことがある。

- (1) 本市において公園管理上必要があるとき。
- (2) 法令の規定に違反したとき。
- (3) 許可条件に違反する行為や、許可内容と異なる行為をするなど不信行為があるとき。
- (4) 申請書類に偽りがあったとき。
- (5) 申請者（申請内容に関わる者を含む。）が暴力団員等又は暴力団密接関係者であることが判明した場合

### 3 許可事項

許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更許可申請書を速やかに市長に提出し、許可を受けなければならない。

### 4 損害賠償

- (1) 使用者の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償しなければならない。
- (2) 使用者の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合には、使用者の責任においてその解決に当たらなければならない。

### 5 原状回復等

- (1) 許可期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、使用者は速やかに自己の費用で占用物件を撤去する等し、原状回復すること。
- (2) 許可期間満了後であっても、占用等に起因して公園緑地に損傷が生じた場合、使用者は自己の費用で原状回復すること。

### 6 環境保全義務

都市公園の良好な環境、清純な雰囲気及び歴史的景観の保持に努めなければならない。

### 7 調査協力の義務

- (1) 公園管理者は、使用状況を実地に調査することができるとともに、使用者はこれに協力しなければならない。
- (2) 公園管理者が使用状況等に関する報告又は資料の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。

### 8 疑義の決定

この許可又はこの許可条件について疑義が生じたときは、公園管理者の指示によらなければならない。

#### ○許可に関する処分について

この処分に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合又は国土交通大臣に対して再審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決又は再審査請求に対する国土交通大臣の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合又は国土交通大臣に再審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日又は当該再審査請求に対する国土交通大臣の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

#### ○使用料の徴収に関する処分について

この処分に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する京都市長の決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、当該決定を経ないで提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

京都市文化市民局市民スポーツ振興室  
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
電話：075-222-3135